

高血圧症・脂質異常症・糖尿病にて 通院中の患者さまへ

★特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行についての重要なお知らせ

三大疾病生活習慣病（高血圧・脂質異常症・糖尿病）の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組を推進するため、厚生労働省は、**令和6年6月1日に診療報酬を改定し**、今まで算定してきた『特定疾患管理料』から上記病名を除外し、個人に応じた療養計画書に基づき専門的な治療管理を行う『生活習慣病管理料(Ⅱ)』（新設）へ移行することを決定いたしました。

それに伴い当院も、令和6年6月1日より、厚生労働省の指示通り『高血圧・脂質異常症・糖尿病』のいずれかを主病名とする患者さまを『生活習慣病管理料』の算定へと移行いたします。

この度の改定により、指導内容・検査結果を記載した『生活習慣病療養計画書』へ署名を頂く必要がございますので、ご理解、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

★生活習慣病管理料(Ⅱ)へ変更の場合、 患者さまの自己負担が多少増額致します。下記ご参照ください。

処方30日投与した場合			
現行		改定後	
再診料	73点	再診料	75点
特定疾患療養管理料	87点	生活習慣病管理料	333点
外来管理加算	57点	外来管理加算	--
長期加算	66点	長期加算	--
処方料	68点	処方料	60点
合計	346点	合計	468点
1 割負担のとき	350円	1 割負担のとき	470円
2 割負担のとき	690円	2 割負担のとき	940円
3 割負担のとき	1,040円	3 割負担のとき	1,400円

※検査を行った場合は別途加算されます。

医療法人畏敬会
井野辺病院